

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：平成31年1月16日（水）

午後1時～

場 所：栃木市 市民会館 2階 大会議室

栃木市生活環境部保険医療課

平成30年度第5回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日時：平成31年1月16日(水)午後1時～

場所：栃木市 市民会館 2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて

(2) 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 平成31年度栃木市国民健康保険特別会計予算（案）について

(4) その他

5 閉 会

国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて（案）

1 国民健康保険税率等の見直しの考え方

2018年度（平成30年度）から県が国民健康保険の保険者に加わり、財政運営の責任主体となったことに伴い、県は、市町が県に納付する国民健康保険事業費納付金（以下「国保事業費納付金」という。）の額を決定するとともに、国保事業費納付金を納めるために必要な標準保険税率を算定し、市町は、標準保険税率を参考に保険税率を決定することになった。

本市は、保険財政調整基金の残高がわずかであったことや、2017年度（平成29年度）に税率を改定したばかりであったことから、現行税率を据え置き、基金を一定規模以上（約6億円）確保した段階で、改めて検討することとした。

保険財政調整基金については、今年度中に約9億7,000万円の積立を予定し、年度末には残高が約12億7,000万円となる見込みであり、国民健康保険運営協議会の答申にあった「保険税率改定の目安となる約6億円」を超える額を確保することが確実となっている。

そこで、2019年度（平成31年度）の国民健康保険税率について、県が算定した標準保険料率を基本に見直しを行うもの。

(1) 国民健康保険税率

県が算定した2019年度（平成31年度）の標準保険料率を基本とする。ただし、課税の都合上、端数整理をしたものを改正案とする。

(2) 資産割の廃止（3方式の課税方式の導入）

資産割については、資産の保有と担税力が一致しない、市外の資産には課税されないなどの問題があり、段階的に引下げを行ってきたことから、資産割を廃止し、課税方式を現行の4方式から3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）に改める。

(3) 課税限度額の引上げ

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、課税限度額を現行の89万円から地方税法施行令で定める93万円に引上げる。

国民健康保険税の課税限度額

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合 計
地方税法施行令	58万円	19万円	16万円	93万円
栃木市（現行）	54万円	19万円	16万円	89万円

(4) 今後の見直しについて

国保事業費納付金は、医療費の伸び等に伴い1人当たりの負担額が増加するため、2020年度以降は、税収が不足するものと見込まれる。しかしながら、保険税率の引き上げは、被保険者の生活への影響が大きいことから、当面は保険税率を据え置き、基金を取り崩して財源不足に対応するものとし、次回の見直しは、2022年度の保険税率の改定について、2021年度に検討を行うものとする。

ただし、医療費の急激な伸び等により、著しい財源不足が生じると見込まれる場合は、臨機に対応するものとする。

2 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

2019年度（平成31年度）の国保事業費納付金総額は、5,304,438千円であり、前年度に比べ459,621千円の増（109.49%）となっている。

国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	3,287,617	3,728,983	441,366	113.43
後期高齢者 支援金分	1,171,611	1,150,003	△ 21,608	98.16
介護納付金分	385,589	425,452	39,863	110.34
合 計	4,844,817	5,304,438	459,621	109.49

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

2019年度（平成31年度）の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は138,165円であり、前年度に比べ19,939円の増（116.87%）となっている。

被保険者一人当たりの負担額

（単位：円）

区 分	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	比 較	伸 率	(被保険者数) 2018年度 (H30年度) 40,979人 (介護分のみ12,542人) 2019年度 (H31年度) 38,392人 (介護分のみ11,577人)
医療給付費分	80,226	97,129	16,903	121.07%	
後期高齢者支援金分	28,590	29,954	1,364	104.77%	
介護納付金分	30,743	36,749	6,006	119.54%	
全 体	118,226	138,165	19,939	116.87%	

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額（医療分、後期分、介護分の計）を全被保険者数で除した額。

3 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。2018年度（平成30年度）は現行税率と同じ4方式で算定したが、2019年度（平成31年度）は、資産割を廃止する前提で、3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割）により算定した。

2019年度（平成31年度）標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	8.21%	—	32,334円	23,873円
後期高齢者支援金分	2.62%	—	10,236円	7,558円
介護納付金分	2.40%	—	12,933円	6,035円
合 計	13.23%	—	55,503円	37,466円

【参考】2018年度（平成30年度）標準保険料率（市町村算定方式）

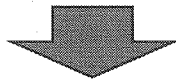
区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	6.60%	3.71%	25,012円	21,050円
後期高齢者支援金分	2.47%	1.13%	9,810円	7,455円
介護納付金分	1.78%	0.93%	9,263円	6,195円
合 計	10.85%	5.77%	44,085円	34,700円

4 国民健康保険税率改定（案）

標準保険料率を基本とするが、課税の都合上、所得割については、小数点第2位を切り捨て、均等割及び平等割については、100円未満を切り捨てたものを改定（案）とする。

（1）現行税率

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	8.20%	5.00%	30,000円	26,000円
後期高齢者支援金分	3.00%	1.50%	11,500円	9,000円
介護納付金分	2.60%	1.50%	12,000円	9,000円
合 計	13.80%	8.00%	53,500円	44,000円



（2）税率改定（案）

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	8.20%	—	32,300円	23,800円
後期高齢者支援金分	2.60%	—	10,200円	7,500円
介護納付金分	2.40%	—	12,900円	6,000円
合 計	13.20%	—	55,400円	37,300円

（3）比較（2）－（1）

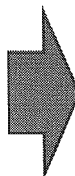
区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	0.00%	△ 5.00%	2,300円	△ 2,200円
後期高齢者支援金分	△ 0.40%	△ 1.50%	△ 1,300円	△ 1,500円
介護納付金分	△ 0.20%	△ 1.50%	900円	△ 3,000円
合 計	△ 0.60%	△ 8.00%	1,900円	△ 6,700円

5 課税限度額改定（案）

課税限度額について、医療給付費分を4万円引上げ、地方税法施行令に定める93万円とする。

（1）現 行

区 分	課税限度額
医療給付費分	54万円
後期高齢者支援金分	19万円
介護納付金分	16万円
合 計	89万円



（2）改定（案）

区 分	課税限度額	
医療給付費分	58万円	(+4万円)
後期高齢者支援金分	19万円	
介護納付金分	16万円	
合 計	93万円	(+4万円)

6 課税見込額及び収納見込額

改定（案）による課税見込額は4,268,658千円であり、現行税率に比べ172,210千円減額になると見込まれる。また、収納見込額は3,754,511千円であり、現行税率に比べ151,045千円減額になると見込まれる。

課税見込額及び収納見込額（一般＋退職）

（単位：千円）

区 分	現行税率(a)			改定(案)(b)		
	課税見込額	収納率	収納見込額	課税見込額	収納率	収納見込額
医療給付費分	2,975,047	88.12%	2,621,611	2,974,944	88.12%	2,621,520
後期高齢者支援金分	1,086,238	87.96%	955,454	944,481	87.96%	830,765
介護納付金分	379,583	86.54%	328,491	349,233	86.54%	302,226
計	4,440,868	87.95%	3,905,556	4,268,658	87.96%	3,754,511

区 分	比較 (b)-(a)	
	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	△ 103	△ 91
後期高齢者支援金分	△ 141,757	△ 124,689
介護納付金分	△ 30,350	△ 26,265
計	△ 172,210	△ 151,045

（算定条件）

※被保険者数及び世帯数は、次の推計値を用いる。

被保険者数 38,100人、世帯数 23,280世帯
うち介護 11,600人、世帯数 9,550世帯

※収納率は、前年度収納率を用いる。

医療分 88.12%

後期分 87.96%

介護分 86.54%

7 1人当たりの課税見込額及び1人当たりの収納見込額

改定(案)による1人当たりの課税見込額は112,038円であり、現行税率に比べ4,520円減額になると見込まれる。また、1人当たりの収納見込額は98,543円であり、現行税率に比べ3,965円減額になると見込まれる。

1人当たりの課税見込額及び1人当たりの収納見込額(一般+退職) (単位:円)

区 分	現行税率(a)		改定(案) (b)		比較 (b)-(a)	
	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額	課税見込額	収納見込額
医療給付費分	78,085	68,808	78,082	68,806	△ 3	△ 2
後期高齢者支援金分	28,510	25,077	24,789	21,804	△ 3,721	△ 3,273
介護納付金分	32,722	28,318	30,106	26,053	△ 2,616	△ 2,265
全 体	116,558	102,508	112,038	98,543	△ 4,520	△ 3,965

※「全体」の額は、1人当たりの課税見込額及び1人当たりの収納見込額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、課税総額及び収納総額(医療分、後期分、介護分の計)を全被保険者数で除した額。

8 国民健康保険特別会計収支見込

(1) 税率改定 (案)

(単位：千円)

科目	2018 (H30)	2019 (H31)		2020		2021	
			前年度比		前年度比		前年度比
歳入	保険税	4,425,568	0.91	3,843,120	0.95	3,665,284	0.95
	使用料及び手数料	2,451	1.00	2,450	1.00	2,450	1.00
	国庫支出金	963	0.42	400	1.00	400	1.00
	県支出金	12,565,519	1.00	12,508,112	1.00	12,469,196	1.00
	一般会計繰入金	1,467,022	0.97	1,402,014	0.99	1,389,270	0.99
	その他の収入	46,641	0.68	31,641	1.00	31,641	1.00
	基金繰入金(3)	0	0.00	200,000	0.00	350,000	0.00
	繰越金(4)	975,838	0.69	72,903	0.11	88,281	1.21
	歳入合計(1)	19,484,002	0.96	18,060,640	0.97	17,996,522	1.00
	総務費	204,563	0.98	201,128	1.00	201,078	1.00
歳出	保険給付費	12,406,054	1.00	12,344,083	1.00	12,302,916	1.00
	国保事業費納付金	4,844,817	1.09	5,289,043	1.00	5,264,130	1.00
	保健事業費	105,434	1.06	112,834	1.01	113,834	1.01
	返還金(5)	197,791	0.00	1	1.00	1	1.00
	一般会計繰出金(6)	56,940	0.18	10,000	1.00	10,000	1.00
	その他の支出	15,525	0.99	15,270	0.99	15,270	1.00
	基金等積立金(7)	975,838	0.61	0	0.00	-	0.00
	歳出合計(2)	18,806,962	0.99	17,972,359	0.97	17,907,229	1.00

歳入歳出差引	677,040	72,903	88,281	89,293
実質単年度収支(1)-(2)-(3)-(4)+(5)+(6)+(7)	931,771	5,864	△ 174,621	△ 338,987

保険財政調整基金残高 (年度末)	1,279,471	1,879,471	1,679,471	1,329,471
------------------	-----------	-----------	-----------	-----------

(2) 現行税率

(単位：千円)

科目	2018 (H30)	2019 (H31)		2020		2021	
			前年度比		前年度比		前年度比
歳入	保険税	4,425,568	0.94	4,177,892	0.95	3,802,516	0.95
	使用料及び手数料	2,451	1.00	2,450	1.00	2,450	1.00
	国庫支出金	963	0.42	400	1.00	400	1.00
	県支出金	12,565,519	1.00	12,533,755	1.00	12,469,196	1.00
	一般会計繰入金	1,467,022	0.99	1,450,066	0.99	1,422,668	0.99
	その他の収入	46,641	0.68	31,641	1.00	31,641	1.00
	基金繰入金(3)	0	0.00	0	0.00	100,000	0.00
	繰越金(4)	975,838	0.69	677,040	0.27	174,134	0.96
	歳入合計(1)	19,484,002	0.97	18,873,244	0.96	18,003,005	0.99
	総務費	204,563	0.98	201,178	1.00	201,078	1.00
歳出	保険給付費	12,406,054	1.00	12,372,398	1.00	12,302,916	1.00
	国保事業費納付金	4,844,817	1.09	5,304,438	1.00	5,264,130	1.00
	保健事業費	105,434	1.06	111,834	1.01	113,834	1.01
	返還金(5)	197,791	0.00	1	1.00	1	1.00
	一般会計繰出金(6)	56,940	0.18	10,000	1.00	10,000	1.00
	その他の支出	15,525	0.99	15,371	0.99	15,270	1.00
	基金等積立金(7)	975,838	0.69	677,040	0.00	0	#DIV/0!
	歳出合計(2)	18,806,962	0.99	18,692,260	0.96	17,907,229	1.00
	歳入歳出差引	677,040		180,984		95,776	
	実質単年度収支(1)-(2)-(3)-(4)+(5)+(6)+(7)	931,771		190,985		△ 168,357	
	保険財政調整基金残高(年度末)	1,279,471		1,956,511		1,856,511	

歳入歳出差引	677,040	180,984	174,134	95,776
実質単年度収支(1)-(2)-(3)-(4)+(5)+(6)+(7)	931,771	190,985	3,151	△ 168,357

保険財政調整基金残高(年度末)	1,279,471	1,956,511	1,956,511	1,856,511
-----------------	-----------	-----------	-----------	-----------

国民健康保険税率等見直し検討スケジュール(案)

	2018年度(平成30年度)												2019年度(平成31年度)				備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
庁議等		5/28 ●庁議 (見直方針)							12/27 ●庁議(改正案審議)	1/21 ●庁議(条例案審議)							
議会関係		5/31 ●正副議長レクチャー (見直方針)	6/8 ●議員研究会 (見直方針)						1/31 ●正副議長レクチャー (見直方針)	議員研究会● (改正案の説明)	定例市議会 (議案の審議)						
国保運営協議会			7/2 第2回	8/27 第3回					12/21 ●第4回(税率の検討)	1/16 ●第5回(税率の検討)	●答申						
国保事業費納付金 及び標準保険料率								国より仮係数の提示 ●H31納付金等 確定	12/28 ●H31納付金等 確定								
その他			6/11 ●運営協議会へ諮問					国保運営方針連携会議 財政運営分科会 11/16 ●第2回	12/6 第3回 12/19 第4回 1/7 ●例規審査委員会 ●議案提出	●県に資料提出 ★条例施行						市民への周知(広報誌、ホームページ等) (広報とちぎ 2回程度掲載)	

試算所得階層別税額

... 保険税軽減

参考資料

モデルケース (1) 世帯主 62歳 (資産なし)

所得	33万円	60.5万円	83万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	29,200	86,600	147,000	189,900	258,900	327,900	465,900	603,900	741,900	870,900	890,000	890,000
改定(案)	27,700	82,600	140,000	181,000	247,000	313,000	445,000	577,000	709,000	841,000	930,000	930,000
比較	△ 1,500	△ 4,000	△ 7,000	△ 8,900	△ 11,900	△ 14,900	△ 20,900	△ 26,900	△ 32,900	△ 29,900	40,000	40,000

モデルケース (2) 世帯主 62歳 (固定資産税額 10万円)

所得	33万円	60.5万円	83万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	37,200	94,600	155,000	197,900	266,900	335,900	473,900	611,900	749,900	875,900	890,000	890,000
改定(案)	27,700	82,600	140,000	181,000	247,000	313,000	445,000	577,000	709,000	841,000	930,000	930,000
比較	△ 9,500	△ 12,000	△ 15,000	△ 16,900	△ 19,900	△ 22,900	△ 28,900	△ 34,900	△ 40,900	△ 34,900	40,000	40,000

モデルケース (3) 世帯主 62歳、妻 60歳 (資産なし)

所得	33万円	88万円	133万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	45,300	151,400	258,800	312,400	381,400	519,400	657,400	795,400	890,000	890,000	890,000
改定(案)	44,300	146,600	250,400	302,400	368,400	500,400	632,400	764,400	888,600	930,000	930,000
比較	△ 1,000	△ 4,800	△ 8,400	△ 10,000	△ 13,000	△ 19,000	△ 25,000	△ 31,000	△ 1,400	40,000	40,000

モデルケース (4) 世帯主 62歳、妻 60歳 (固定資産税額 10万円)

所得	33万円	88万円	133万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	53,300	159,400	266,800	320,400	389,400	527,400	665,400	803,400	890,000	890,000	890,000
改定(案)	44,300	146,600	250,400	302,400	368,400	500,400	632,400	764,400	888,600	930,000	930,000
比較	△ 9,000	△ 12,800	△ 16,400	△ 18,000	△ 21,000	△ 27,000	△ 33,000	△ 39,000	△ 1,400	40,000	40,000

モデルケース (5) 世帯主 45歳、妻 42歳、子 16歳、子 12歳 (資産なし)

所得	33万円	50万円	100万円	143万円	200万円	233万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	70,200	140,400	209,400	268,800	417,600	463,200	602,400	740,400	873,300	890,000	890,000	890,000
改定(案)	69,800	138,800	204,800	261,700	406,800	450,400	585,400	717,400	849,400	930,000	930,000	930,000
比較	△ 400	△ 1,600	△ 4,600	△ 7,100	△ 10,800	△ 12,800	△ 17,000	△ 23,000	△ 23,900	40,000	40,000	40,000

モデルケース (6) 世帯主 45歳、妻 42歳、子 16歳、子 12歳 (固定資産税額 10万円)

所得	33万円	50万円	100万円	143万円	200万円	233万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円
現行税率	78,200	148,400	217,400	276,800	425,600	471,200	610,400	748,400	879,800	890,000	890,000	890,000
改定(案)	69,800	138,800	204,800	261,700	406,800	450,400	585,400	717,400	849,400	930,000	930,000	930,000
比較	△ 8,400	△ 9,600	△ 12,600	△ 15,100	△ 18,800	△ 20,800	△ 25,000	△ 31,000	△ 30,400	40,000	40,000	40,000

国民健康保険税率の推移

平成22年3月29日～

区分	栃木	大平	藤岡	都賀	西方
所得割	5.7%	6.9%	6.4%	6.5%	6.0%
資産割	29.0%	22.0%	28.4%	27.0%	24.0%
均等割	23,000円	24,000円	21,200円	18,000円	25,000円
平等割	24,500円	15,000円	20,000円	16,800円	24,500円
限度額	470,000円				
後期分	2.2%	2.0%	1.6%	1.7%	1.5%
資産割	10.0%	10.0%	7.0%	7.0%	6.8%
均等割	5,000円	7,000円	5,300円	5,000円	8,500円
平等割	5,500円	4,000円	5,000円	3,600円	7,000円
限度額	120,000円				
介護分	2.0%	1.4%	1.5%	1.7%	1.4%
資産割	7.2%	5.4%	4.6%	6.0%	3.0%
均等割	8,500円	6,200円	7,000円	8,000円	9,000円
平等割	6,500円	4,800円	5,000円	6,000円	7,000円
限度額	90,000円				
計	9.9%	10.3%	9.5%	9.9%	8.9%
資産割	46.2%	37.4%	40.0%	40.0%	33.8%
均等割	36,500円	37,200円	33,500円	31,000円	42,500円
平等割	36,500円	23,800円	30,000円	26,400円	38,500円
限度額	680,000円				

平成24年4月1日～

区分	栃木	岩舟
所得割	6.6%	7.0%
資産割	14.0%	26.0%
均等割	24,000円	24,000円
平等割	23,500円	23,000円
限度額	500,000円	
後期分	2.0%	2.1%
資産割	3.0%	7.0%
均等割	5,000円	6,500円
平等割	4,500円	6,000円
限度額	130,000円	
介護分	1.5%	1.6%
資産割	3.0%	4.0%
均等割	7,000円	8,000円
平等割	5,000円	6,200円
限度額	100,000円	
計	10.1%	10.7%
資産割	20.0%	37.0%
均等割	36,000円	38,500円
平等割	33,000円	35,200円
限度額	730,000円	

平成27年4月1日～

区分	栃木
所得割	7.4%
資産割	11.0%
均等割	27,000円
平等割	24,000円
限度額	510,000円
後期分	2.9%
資産割	3.0%
均等割	9,000円
平等割	7,500円
限度額	160,000円
介護分	1.6%
資産割	3.0%
均等割	8,000円
平等割	7,000円
限度額	140,000円
計	11.9%
資産割	17.0%
均等割	44,000円
平等割	38,500円
限度額	810,000円

平成29年4月1日～

区分	栃木
所得割	8.2%
資産割	5.0%
均等割	30,000円
平等割	26,000円
限度額	540,000円
後期分	3.0%
資産割	1.5%
均等割	11,500円
平等割	9,000円
限度額	190,000円
介護分	2.6%
資産割	1.5%
均等割	12,000円
平等割	9,000円
限度額	160,000円
計	13.8%
資産割	8.0%
均等割	53,500円
平等割	44,000円
限度額	890,000円

平成31年4月1日～

区分	栃木
所得割	8.2%
資産割	-
均等割	32,300円
平等割	23,800円
限度額	580,000円
後期分	2.6%
資産割	-
均等割	10,200円
平等割	7,500円
限度額	190,000円
介護分	2.4%
資産割	-
均等割	12,900円
平等割	6,000円
限度額	160,000円
計	13.2%
資産割	-
均等割	55,400円
平等割	37,300円
限度額	930,000円

県内各市町の国民健康保険税率(平成30年度)

		医療給付費分					後期高齢者支援分					介護納付金分				
		所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税 限度額	所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税 限度額	所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	課税 限度額
		(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(千円)
1	宇都宮市	6.36		25,900	19,000	540	2.55		9,800	7,200	190	2.07		10,500	6,400	160
2	足利市	7.00		26,400	18,600	580	2.00		7,800	4,200	190	1.90		8,400	4,800	160
3	栃木市	8.20	5.00	30,000	26,000	540	3.00	1.50	11,500	9,000	190	2.60	1.50	12,000	9,000	160
4	佐野市	6.60		25,200	18,000	580	2.40		8,400	7,200	190	2.10		10,800	6,000	160
5	鹿沼市	6.80		20,400	17,400	520	2.50		8,400	6,600	170	1.70		9,000	4,800	160
7	日光市	7.00		22,000	24,000	520	2.60		8,000	10,000	170	2.10		7,000	8,500	160
8	小山市	6.90		27,000	22,000	520	2.50		8,500	6,000	170	2.00		8,000	6,500	160
9	真岡市	7.00	19.00	25,000	23,000	540	1.90	4.50	8,000	7,000	190	1.90	3.00	8,500	7,000	160
10	大田原市	5.50		32,000		520	2.00		12,000		170	1.50		14,000		160
11	矢板市	6.30		24,900	18,200	540	2.40		9,700	7,100	190	2.00		10,300	4,800	160
12	那須塩原市	7.90		21,000	19,000	540	2.00		5,900	6,100	190	2.00		8,000	4,900	160
13	上三川町	7.60		29,000	26,000	540	2.20		9,000	6,000	190	1.90		15,000		160
21	益子町	6.20	32.00	18,000	20,000	540	1.60	8.00	5,000	5,000	190	1.50	3.80	8,200	6,200	160
22	茂木町	6.50	27.00	20,000	21,000	520	1.90	8.70	5,000	5,200	170	1.90		8,000	6,500	160
23	市貝町	4.80	13.00	16,700	15,700	520	2.40	7.00	8,000	7,500	170	1.80		9,300	4,800	160
24	芳賀町	6.70	10.00	26,000	29,000	540	2.00		7,000	8,200	190	1.70		8,200	6,000	160
25	壬生町	7.90	16.50	24,400	22,800	540	1.80	4.00	5,600	5,200	190	1.30	2.20	6,000	4,000	160
26	下野市	6.30		28,800	20,400	540	2.20		9,600	6,000	190	1.90		12,000	3,000	160
28	野木町	6.40	33.00	22,000	22,000	470	1.50	7.00	6,200	6,200	120	1.30	4.30	6,000	6,000	100
36	塩谷町	7.20		27,000	21,000	510	2.60		9,400	6,800	160	1.80		8,000	3,600	140
37	さくら市	6.90		25,000	23,500	540	2.00		8,400	7,400	190	1.90		8,700	7,000	160
38	高根沢町	8.20		26,000	23,500	580	3.00		9,000	8,400	190	2.00		8,000	6,000	160
41	那須烏山市	6.80		23,500	21,000	540	2.40		7,500	6,000	190	1.90		7,800	7,000	160
42	那珂川町	6.20		24,000	21,000	540	2.50		10,000	7,000	190	2.00		10,000	6,000	160
45	那須町	7.70		25,600	22,000	540	2.00		6,000	5,400	190	1.90		8,400	5,600	160

(案)

栃市国保運第 号
平成31年1月 日

栃木市長 大 川 秀 子 様

栃木市国民健康保険運営協議会
会 長 永 田 武 志

国民健康保険事業運営について (答申)

平成30年6月11日付栃市保第247号をもって諮問のありました、国民健康保険事業運営について、次のとおり答申いたします。

記

2018年度(平成30年度)から県が国民健康保険の保険者に加わり、財政運営の責任主体となったことに伴い、県は、市町が県に納付する国民健康保険事業費納付金の額を決定するとともに、国保事業費納付金を納めるために必要な標準保険税率を算定し、市町は、標準保険税率を参考に保険税率を決定することになった。

本市では、2017年度(平成29年度)に国民健康保険税率等の見直しの検討を行ったが、保険財政調整基金の残高がわずかであったことや、2017年度(平成29年度)に税率を改定したばかりであったことから、現行税率を据え置き、基金を一定規模以上(約6億円)確保した段階で、改めて検討することとした。

保険財政調整基金については、今年度中に約9億7,000万円の積立を予定しており、一定規模以上確保することが確実となったことから、国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得た。

【結論】

1 国民健康保険税率の見直しについて

県が算定した2019年度(平成31年度)の標準保険料率を基本とする。ただし、課税の都合上、端数整理をしたものを改正案とする。

なお、資産割については、資産の保有と担税力が一致しない、市外の資産には課税されないなどの問題があり、段階的に引下げを行ってきたことから、資産割を廃止し、課税方式を現行の4方式から3方式(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)に改める。

(税率等)

区 分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療給付費分	8. 2 %	—	3 2, 3 0 0 円	2 3, 8 0 0 円
後期高齢者支援金分	2. 6 %	—	1 0, 2 0 0 円	7, 5 0 0 円
介護納付金分	2. 4 %	—	1 2, 9 0 0 円	6, 0 0 0 円
合 計	1 3. 2 %	—	5 5, 4 0 0 円	3 7, 3 0 0 円

2 課税限度額の引上げについて

高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、医療給付費分の課税限度額を4万円引上げ、地方税法施行令第56条の88の2で定める額と同額とする。

区 分	課税限度額
医療給付費分	5 8 万円
後期高齢者支援金分	1 9 万円
介護納付金分	1 6 万円
合 計	9 3 万円

3 付帯意見

- (1) 国民健康保険事業費納付金は、医療費の伸び等に伴い1人当たりの負担額が増加するため、2020年度以降、税収が不足するものと見込まれるが、当面は税率を据え置き、保険財政調整基金を取り崩して財源不足に対応するものとし、次回の見直しは、2022年度の国民健康保険税率の改定について、2021年度に検討を行うこと。
ただし、医療費の急激な伸び等により、著しい財源不足が生じると見込まれる場合には、臨機に対応すること。
- (2) 国保財政の健全化及び負担の公平を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めること。
- (3) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制を図るため、データヘルス計画に基づく生活習慣病の重症化予防をはじめとする保健事業の推進に努めること。
- (4) 国民健康保険税率等の見直しについて、被保険者の理解が得られるよう、できるだけ早い段階から周知に努めること。
- (5) 被保険者の国民健康保険税の負担は、限界に近づいていることから、被用者保険との保険料負担の格差をできる限り縮小し、国民健康保険を将来にわたって持続可能な制度としていくため、国庫負担割合の引き上げをはじめとした財政基盤の強化について、国・県に働きかけること。

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「3万円」を「3万2,300円」に改める。

第5条の2第1号中「26,000円」を「23,800円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「11,900円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「17,850円」に改める。

第6条中「100分の3.0」を「100分の2.6」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「1万1,500円」を「1万200円」に改める。

第7条の3第1号中「9,000円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「4,500円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「6,750円」を「5,625円」に改める。

第8条中「100分の2.6」を「100分の2.4」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「1万2,000円」を「1万2,900円」に改める。

第9条の3中「9, 000円」を「6, 000円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「21, 000円」を「22, 610円」に改め、同号イ（ア）中「18, 200円」を「16, 660円」に改め、同号イ（イ）中「9, 100円」を「8, 330円」に改め、同号イ（ウ）中「13, 650円」を「12, 495円」に改め、同号ウ中「8, 050円」を「7, 140円」に改め、同号エ（ア）中「6, 300円」を「5, 250円」に改め、同号エ（イ）中「3, 150円」を「2, 625円」に改め、同号エ（ウ）中「4, 725円」を「3, 938円」に改め、同号オ中「8, 400円」を「9, 030円」に改め、同号カ中「6, 300円」を「4, 200円」に改め、同条第2号ア中「15, 000円」を「16, 150円」に改め、同号イ（ア）中「13, 000円」を「11, 900円」に改め、同号イ（イ）中「6, 500円」を「5, 950円」に改め、同号イ（ウ）中「9, 750円」を「8, 925円」に改め、同号ウ中「5, 750円」を「5, 100円」に改め、同号エ（ア）中「4, 500円」を「3, 750円」に改め、同号エ（イ）中「2, 250円」を「1, 875円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 375円」を「2, 813円」に改め、同号オ中「6, 000円」を「6, 450円」に改め、同号カ中「4, 500円」を「3, 000円」に改め、同条第3号ア中「6, 000円」を「6, 460円」に改め、同号イ（ア）中「5, 200円」を「4, 760円」に改め、同号イ（イ）中「2, 600円」を「2, 380円」に改め、同号イ（ウ）中「3, 900円」を「3, 570円」に改め、同号ウ中「2, 300円」を「2, 040円」に改め、同号エ（ア）中「1, 800円」を「1, 500円」に改め、同号エ（イ）中「900円」を「750円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 350円」を「1, 125円」に改

め、同号オ中「2, 400円」を「2, 580円」に改め、同号カ中「1, 800円」を「1, 200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現 行

（課税額）

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

改 正 案

(課税額)

第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万2,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び

現

行

第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。

第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 26,000円

(2) 特定世帯 13,000円

(3) 特定継続世帯 19,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の3.0 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100分の1.5 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万1,500円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円

(2) 特定世帯 4,500円

(3) 特定継続世帯 6,750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.6 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に 100分の1.5 を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万

改 正 案

第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。

第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 23,800円

(2) 特定世帯 11,900円

(3) 特定継続世帯 17,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

第7条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,500円

(2) 特定世帯 3,750円

(3) 特定継続世帯 5,625円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万

現 行

2, 000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について9, 000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について21, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18, 200円

(イ) 特定世帯 9, 100円

(ウ) 特定継続世帯 13, 650円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8, 050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 300円

(イ) 特定世帯 3, 150円

(ウ) 特定継続世帯 4, 725円

改 正 案

2, 900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330, 000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について22, 610円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16, 660円

(イ) 特定世帯 8, 330円

(ウ) 特定継続世帯 12, 495円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7, 140円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 250円

(イ) 特定世帯 2, 625円

(ウ) 特定継続世帯 3, 938円

現 行

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について6,300円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,000円

(イ) 特定世帯 6,500円

(ウ) 特定継続世帯 9,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円

(イ) 特定世帯 2,250円

(ウ) 特定継続世帯 3,375円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,000円

改 正 案

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,030円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,150円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,900円

(イ) 特定世帯 5,950円

(ウ) 特定継続世帯 8,925円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,750円

(イ) 特定世帯 1,875円

(ウ) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,460円

現 行

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,200円

(イ) 特定世帯 2,600円

(ウ) 特定継続世帯 3,900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1,350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,800円

改 正 案

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 760円

(イ) 特定世帯 2, 380円

(ウ) 特定継続世帯 3, 570円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1, 125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2, 580円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 200円

平成31年度栃木市国民健康保険特別会計予算(案)

資料 3

○歳入

(単位:千円)

款	平成31年度 当初予算額 (A)	平成30年度 当初予算額 (B)	増 減 (A)-(B)	備 考 (歳入科目の主なもの)	平成31年度	平成30年度	(参考) 平成29年度 決算額
1. 国民健康保険税	4,105,320	4,431,965	△ 326,645	一般被保険者医療給付費分(現年分) 一般被保険者後期高齢者支援金分(現年分) 一般被保険者介護納付金分(現年分) 退職被保険者等医療給付費分(現年分) 退職被保険者等後期高齢者支援金分(現年分) 退職被保険者等介護納付金分(現年分)	2,531,474 920,958 314,487 7,582 2,769 2,275	2,725,812 993,899 356,691 16,699 6,115 2,768	4,632,525
2. 一部負担金	4	4	0	一部負担金	4	4	0
3. 使用料及び手数料	2,501	2,701	△ 200	保険税督促手数料	2,500	2,700	2,473
4. 国庫支出金	1	1 補正 563 計 564	0	災害臨時特例補助金	1	1	4,302,989
療養給付費等交付金	0	1	△ 1 (科目廃止)		0	1	120,654
5. 県支出金	12,568,784	12,164,605	404,179	普通交付金 保険者努力支援分 特別調整交付金分 栃木県版保険者努力支援分 特定健診等負担金分	12,341,775 50,000 21,240 126,000 29,768	11,933,944 57,000 18,444 126,000 29,216	973,266
6. 財産収入	2,400	45	2,355	保険財政調整基金利子	2,400	45	3
7. 繰入金	1,430,914	1,477,437	△ 46,523	保険基金盤安定繰入金(保険税軽減分) 保険基金盤安定繰入金(保険者支援分) 出産育児一時金繰入金 財政安定化支援事業繰入金 人件費繰入金 事務費繰入金 地方単独事業保険給付費繰入金 保険財政調整基金繰入金	723,461 391,517 39,200 35,000 128,306 84,987 28,442 1	724,878 389,400 46,200 34,000 128,189 85,914 68,855 1	1,522,501

8. 繰越金	10,462	72,995 補正 計 902,843 975,838	△ 62,533	前年度繰越金	10,462	72,994	617,438
9. 諸収入	23,357	26,464	△ 3,107	一般被保険者延滞金 一般被保険者第三者納付金 一般被保険者返納金	11,002 10,000 2,201	10,002 14,000 2,201	29,980
10. 市債	1	1	0	財政安定化基金貸付金	1	1	-
合 計	18,143,744	18,176,219	△ 32,475				

○歳 出

(単位:千円)

款	平成31年度 当初予算額 (A)	平成30年度 当初予算額 (B)	増 減 (A)-(B)	備 考 (歳入科目の主なものの)	平成31年度		(参考) 平成29年度 決算額
					平成31年度	平成30年度	
1. 総務費	215,188	226,599	△ 11,411	職員人件費 (16人) 県市町村総合事務組合負担金(退職手当) 国民健康保険事務費 診療報酬明細書点検事務費 国保団体連合会負担金 国民健康保険税賦課事務費 国民健康保険税収納員設置事業費 国民健康保険税徴収事務費 国保運営協議会運営費	113,326 12,262 47,402 6,760 4,205 19,902 2,093 5,931 937	113,470 12,118 49,893 6,760 4,460 25,487 2,213 8,995 937	204,188
2. 保険給付費	12,415,355	12,051,589	363,766	一般被保険者診療報酬支払経費 退職被保険者等診療報酬支払経費 一般被保険者療養費支払経費 退職被保険者等療養費支払経費 診療報酬等審査経費支払経費 一般被保険者高額療養費支払経費 退職被保険者等高額療養費支払経費 出産育児一時金支払経費 葬祭費支払経費	10,622,331 35,000 93,996 300 33,120 1,549,828 5,000 58,800 14,750	10,248,009 66,548 98,898 600 34,560 1,504,493 13,096 69,300 13,750	12,170,269
3. 国民健康保険事業費納付金	5,325,000	5,500,000	△ 175,000	一般被保険者医療給付費分 退職被保険者等医療給付費分 一般被保険者後期高齢者支援金等分 退職被保険者等後期高齢者支援金等分 介護納付金分	3,773,900 6,600 1,162,800 2,400 379,300	3,558,000 42,000 1,374,000 17,000 509,000	0

4. 財政安定化基金拠出金	1	1	0	財政安定化基金拠出金	1	1	0
5. 保健事業費	137,702	134,888	2,814	特定健康診査事業費 特定保健指導事業費 人間ドック健診事業費 医療費通知事業費 国保歯周疾患検診事業費 後発医薬品利用差額通知事業費 データヘルス事業費 糖尿病性腎症重症化予防事業費 保険財政調整基金積立金	85,165 5,343 21,097 7,881 1,124 492 8,587 7,150 2,400	85,344 5,460 20,097 7,851 1,378 491 6,281 7,141 200,044	99,849
6. 積立金	2,400	200,044 補正 775,794 計 975,838	△ 197,644				281,088
7. 公債費	166	166	0	一時借入金利子	165	165	0
8. 諸支出金	17,932	32,932 補正 239,729 計 272,661	△ 15,000	一般被保険者過誤納還付金 返還金 一般被保険者過誤納還付加算金	16,900 1 500	16,900 15,001 500	129,648
9. 予備費	30,000	30,000	0		30,000	30,000	0
合 計	18,143,744	18,176,219	△ 32,475				

平成31年度国民健康保険特別会計予算の特徴

【歳入】

国民健康保険税	被保険者の減少等により、約3.2億円の減額。 ※現行税率で積算 ・被保険者数 H30 39,359人 → H31 37,143人 (2,216人減)
県支出金	医療費の伸びによる普通交付金の増により、約4億円の増額。
繰入金	地方単独事業保険給付費繰入金の減（重度心身障がい者医療のうち、人工透析の患者は減額対象にならないことが明らかになったため）により、約4,000万円の減額。

【歳出】

保険給付費	被保険者の高齢化等による医療費の伸びにより、約3.6億円の増額。 (参考) 1人当たりの給付額（一般被保険者診療報酬） H30 265,120円（前年度比106.3%）、H31 279,131円（105.3%）
国民健康保険事業費納付金	予算額では前年度と比較して約1.7億円の減額であるが、本年度確定額と比較すると、約4.8億円の増額。（医療費の増による影響）
保健事業費	人間ドック検診、データヘルス事業の拡大により、約280万円の増額。
積立金	平成29年度は2億円の基金積立金を計上していたが、平成30年度は当初予算では見込んでいないため、約2億円の減額。
諸支出金	療養給付費等交付金返還金について、平成31年度から県が納付することになるため、1,500万円の減額。

【参考】

（歳入）療養給付費等交付金の過年度追加交付分について、平成31年度から県の歳入となるため、科目廃止。

保険財政調整基金残高（平成30年度末見込み）	約12億7,000万円
------------------------	-------------